

○財務省告示第三百五十一号

国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第五百六十五回）

二 発行の根拠 特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
の法律及びそ 九年法律第二十三号）第四十六条
の法律及びそ 九年法律第二十三号）第四十六条
の法律及びそ 九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に
行われる入札
競争入札と同時に行われる入札
競争入札と同時に行われる入札
競争入札と同時に行われる入札

五

募方

入決定の

入札競争

価格競争

も申込みのうちの応募額を順次割り

各申込みのからその応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

各国債市場特別参加者ごとの応募

募限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当ててる。

六

イ 発

入札競争

価格競争

行額

争入札競争

非価格競争

者・第I

特別参加

国債市場

特別参加

者・第I

非価格競争

争入札競争

行額

十億九千万円
 いては、行した政府短期証券に基
 づく発行した政府短期証券に基
 第一項、第三十七條第一項及び
 第一項、第三十七條第一項及び
 第十條第一項、第十四條第二
 第十條第一項、第十四條第二
 びに特別会計に關する法律第八
 財政資金法第九條第一項並
 十六億円、財政法第七條第一項、
 は、額面金額で一兆九千八百六
 發行した割引短期国債についで
 四十六條第一項の規定に基づき
 うち、特別会計に關する法律第
 二十九條第一項の規
 億九千万円
 額面金額で二兆二千八百六十五
 億九千万円
 特別会計に關する法律第
 二十九條第一項の規
 四十六條第一項の規
 發行した割引短期国債についで
 は、額面金額で一兆九千八百六
 十六億円、財政法第七條第一項、
 財政資金法第九條第一項並
 びに特別会計に關する法律第八
 第十條第一項、第十四條第二
 第一項、第三十七條第一項及び
 づく発行した政府短期証券に基
 いては、行した政府短期証券に基
 づく発行した政府短期証券に基

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を 支 償
七 か 通 百 円 払 は 還
年 通 知 を 円 に つ き 払 は 期
十 知 を 受 け づ き 百 円 払 は 期
月 受 け 取 付 づ き 百 円 払 は 期
二 付 取 付 づ き 百 円 払 は 期
十 取 付 づ き 百 円 払 は 期
日 付 づ き 百 円 払 は 期